

半田市鳥獣飼養登録事務取扱要領

(趣旨)

第1条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第19条に規定する鳥獣飼養登録に関する事務のうち、半田市（以下「市」という。）において行う事務については、法、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年愛知県規則第37号。以下「規則」という。）及び鳥獣保護事業計画に定めるもののほか、この要領によるものとする。

(申請書の提出等)

第2条 鳥獣飼養登録に当たっては、当該鳥獣が法第9条第1項の規定による捕獲許可に基づき捕獲されたものであることを、県からの通知文書等により確認するものとする。

2 鳥獣飼養登録申請書は、当該鳥獣の捕獲許可の有効期間の末日から起算して30日を経過する日までに提出させるものとする。

(飼養登録票の交付)

第3条 登録に当たっては、鳥獣飼養登録票（以下「保有登録票」という。）及び鳥に装着する鳥獣飼養登録票（以下「装着登録票」という。）を交付するものとする。

2 装着登録票の交付に当たっては、その実費を徴収するものとし、その金額は別に定めるものとする。

3 装着登録票は、別表の区分を標準として選択するものとする。

4 装着登録票の装着は、申請を処理する場所で行うものとする。

5 装着登録票は申請者又はその者から委任された者が、担当職員立会の上、装着するものとする。

6 申請者から委任された者が装着登録票の装着を行う場合は、委任状（様式第1）を提出させるものとする。

7 保有登録票の番号欄には、装着登録票の番号を記入するものとする。

(更新申請書の提出等)

第4条 鳥獣飼養登録を受けた者が有効期間の更新を受けようとするときは、更新する鳥獣飼養登録が効力を失う日の1か月前から10日前までに行わせるものとし、申請に当たっては当該鳥及び保有登録票を提出させるものとする。

(鳥獣飼養登録の有効期間の更新)

第5条 鳥獣飼養登録の有効期間の更新に当たっては、保有登録票のみ書換えをするものとし、装着登録票の付け替えは行わないものとする。

2 鳥獣飼養登録の有効期間の更新に当たっては、装着登録票の装着状況等の確認により登録した個体と同一個体であることを確認するものとし、確認できない場合は更新しないものとする。

(台帳等の整備)

第6条 鳥獣飼養登録をしたときは鳥獣飼養登録台帳（様式第2）及び装着登録票管理簿（様式第3）により、その内容を整理するものとする。

(鳥獣の譲受け)

第7条 法第20条第3項に基づく譲受けの届出にあっては、譲り受けた者に、譲り受けた鳥獣に係る保有登録票を提出させるものとする。

2 前項の届出があったときは提出された保有登録票の裏面にその内容を記載して譲り受けた者に交付するものとする。

3 譲り渡した者が他の市町村に住所を有する者である場合は、譲り渡した者の住所地において当該事務を所管する機関の長に対し、譲渡しがあった旨を通知するとともに、その者に係る鳥獣飼養登録台帳の送付を受けるものとする。

4 鳥獣飼養登録台帳の送付を受けたときは、台帳に譲受けの旨を記載するものとする。

(鳥獣の引受け)

第8条 法第20条第3項に基づく引受けの届出にあっては、引き受けた者に、引き受けた鳥獣に係る保有登録票を提出させるものとする。

2 前項の届出があったときは、内容を確認のうえ届出書に受付印を押し、その写しとともに届け出た者に保管させるものとする。

ただし、保有登録票に記載されている者へ再び引き渡されたときには、届出書の写しの交付は行わない。

3 引き渡した者が他の市町村に住所を有する者である場合は、引き渡した者の住所地において当該事務を所管する機関の長に対し、引渡しがあった旨を通知するとともに、その者に係る鳥獣飼養登録台帳の送付を受けるものとする。

4 鳥獣飼養登録台帳の送付を受けたときは、台帳に引渡しの旨を記載するものとする。

(住所又は氏名の変更)

第9条 省令第20条第5項に基づく届出にあっては、保有登録票を提出させるものとする。

2 前項の届出があったときは、保有登録票の裏面にその内容を記載して住所又は氏名を変更した者に交付するものとする。

- 3 住所又は氏名の変更の届出をした者が他の市町村から転入した者であるときは、その住所地において当該事務を所管する機関の長から、その者に係る鳥獣飼養登録台帳の送付を受けるものとする。
- 4 鳥獣飼養登録台帳の送付を受けたときは、台帳に住所又は氏名の変更の旨を記載するものとする。

(許可証の返納)

第10条 飼養している鳥が死又は逃亡した場合は、すみやかに保有登録票及び装着登録票を返納させるものとする。

ただし、装着登録票を装着したまま鳥が逃亡した場合は、保有登録票を返納させるとともに、装着登録票の亡失届を提出させるものとする。

(通知)

第11条 鳥獣飼養登録をした場合は、鳥獣飼養登録調書（様式第4）を添え、関係する鳥獣保護員に通知するものとする。

(委任)

第12条 登録事務の取扱いに当たっては、この要領に定めるもののほか、必要が生じた場合は県知多事務所長と協議の上処理するものとする。

附 則

この要領は、平成15年4月16日から施行する。

様式第1

委任状

住 所 _____

氏 名 _____

下記理由により、上記の者を私の代理人として定め、次の行為を委任します。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第19条第3項及び同法施行規則第20条第3項の規定による鳥獣飼養登録票のうち、鳥に装着する足環（装着登録票）を鳥の脚に装着すること。

なお、私はこの委任に基づく装置登録票の装着等により、鳥が逃亡したり、鳥に障害等がおきても、市及び市職員並びに上記の者に対してその賠償責任を一切問いません。

記

委任理由

年 月 日

(委任者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

(表面)

様式第2

台帳番号	号	原交付年度
鳥 獣 飼 養 登 錄 台 帳		
鳥 獣 の 種 類	捕獲許可年月日及び許可番号 並びに捕獲の目的	
雄 雌		
登録票番号	登録票交付者	有効期間
		新規・更新・再交付の 別及び申請者名
		譲受等若しくは住所等変 更又は返納時の年月日
		譲受等又は住所等変更した者の住所及 び氏名(名称)並びに電話番号
備 考		

(四章)

様式第3

装着登録票管理簿(区分)

装着登録票番号	受入年月日	使用年月日	交付の有無	鳥獣飼養登録台帳番号	鳥の種類	装着時の申請者(氏名)	返納	転出	亡失	返納・転出・亡失の年月日	備考
・・・	・・・	・・・	□ □				□	□	□		
・・・	・・・	・・・	□ □				□	□	□		
・・・	・・・	・・・	□ □				□	□	□		
・・・	・・・	・・・	□ □				□	□	□		
・・・	・・・	・・・	□ □				□	□	□		
・・・	・・・	・・・	□ □				□	□	□		
・・・	・・・	・・・	□ □				□	□	□		
・・・	・・・	・・・	□ □				□	□	□		
・・・	・・・	・・・	□ □				□	□	□		
・・・	・・・	・・・	□ □				□	□	□		
・・・	・・・	・・・	□ □				□	□	□		
・・・	・・・	・・・	□ □				□	□	□		
・・・	・・・	・・・	□ □				□	□	□		
・・・	・・・	・・・	□ □				□	□	□		
・・・	・・・	・・・	□ □				□	□	□		
・・・	・・・	・・・	□ □				□	□	□		
・・・	・・・	・・・	□ □				□	□	□		
・・・	・・・	・・・	□ □				□	□	□		
・・・	・・・	・・・	□ □				□	□	□		
・・・	・・・	・・・	□ □				□	□	□		
・・・	・・・	・・・	□ □				□	□	□		
・・・	・・・	・・・	□ □				□	□	□		
・・・	・・・	・・・	□ □				□	□	□		

注1 装着登録票の区分ごとに別様とすること。

2 該当する□にレを記入すること。

鳥獸飼養登録調査書

様式第4

許可証番号	交付年月日	鳥獸名	新規別 更新	有効期間	氏名	住所	備考

備考欄には捕獲許可番号及び許可年月日を記入する。

別表

装着登録票 の区分	鳥の種類	装着登録票 の区分	鳥の種類
B	トウネン オジロトウネン ヒメコウテンシ ショウドウツバメ ツバメ リュウキュウツバメ コシアカツバメ イワツバメ イワミセキレイ ツメナガセキレイ キガシラセキレイ キセキレイ ヨーロッパビンズイ ピンズイ セジロタヒバリ ムネアカタヒバリ タヒバリ サンショウクイ ヤマヒバリ カヤクグリ アカヒゲ シマゴマ オガワコマドリ コルリ ルリビタキ ジョウビタキ ノビタキ イナバヒタキ ハシグロヒタキ サバクヒタキ ヒゲガラ ヤブサメ ウグイス オオセッカ シマセンニユウ マキノセンニユウ キマユムシクイ カラフトムシクイメボソム シクイ エゾムシクイ センダイムシクイ イイジマムシクイ	B	マミジロキビタキ キビタキ ムギマキ オジロキビタキ オオルリ サメビタキ エゾビタキ コサメビタキ サンコウチョウ ツリスガラ ハシブトガラ コガラ ヒガラ シジュウカラ ゴジュウカラ キバシリ メジロ キアオジ シラガホオジロ ホオジロ コジュリン シロハラホオジロホオアカ コホオアカ キマユホオジロ カシラダカ ミヤマホオジロ シマノジコ ズグロチャキンチョウ ノジコ アオジ シベリアジュリン オオジュリン ツメナガホオジロ ミヤマシトド アトリ カワラヒワ マヒワ ベニヒワ コベニヒワ オオマシコ ベニマシコ ニュウナイスズメ